

## 平成16年 監査基本計画

### 1 基本方針

地方分権が本格的に進む中で、行政に対する住民の監視の目は厳しさを増しており、行政の透明性や説明責任の向上を図ることが重要となっている。このため、都においては、政策・事務事業評価制度や複式簿記導入による公会計制度改革などの取組みが具体的に進められているところである。

一方、都財政について見ると、昨年10月に発表された「第二次財政再建推進プラン」では、平成16年度から平成18年度まで、毎年度3,500億円以上の巨額の財源不足が生じると見込まれており、依然として厳しい状況が続いている。また、平成16年度の重点事業では、東京の特性を生かした産業力の強化、大都市東京にふさわしい福祉・医療改革などと併せ、新たに緊急治安対策を加え、積極的な取組みを展開することとしている。

こうした状況の中で、これまで以上に効率的・効果的な行財政運営の実現を目指していくためには、外部監査制度と相まって、監査委員監査の果たす役割はますます重要となっており、チェック機能とりわけ検証・評価機能の充実が必要である。

そこで、平成16年の監査に当っては、都民の視点に立った重点的・効率的な監査を目指して、次のような方針に基づき実施する。

- (1) 事務事業の適正性の観点はもとより、投下した経費に見合う効果を上げているかという経済性・効率性の観点や所期の目的を達成しているかという有効性の観点からも、積極的に検証・評価を行うこととする。
- (2) 急増する住民監査請求に適切に対応するとともに、監査結果の質・量両面からの充実を図るため、監査の専門能力の向上に努めていく。また、都民にわかりやすいメッセージとして発信していくことなど、情報提供機能の充実にさらに努める。

### 2 実施監査種別

各種監査の基本的方針は、以下のとおりとする。なお、それぞれの具体的な監査方針等については、別途、各種監査の実施計画において定める。

#### (1) 定例監査

都の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が、法令等に

則って適正に処理されているかを主眼に監査を行うとともに、経済性・効率性、有効性の観点にも十分留意して実施する。

## (2) 行政監査

都の事務事業について、費用対効果に配慮したものになっているか、所期の成果をあげているかなど経済性・効率性、有効性の観点を主眼に監査を実施する。

### ア 特定テーマによるもの

各局に共通する事務事業から特定テーマを選定し、それぞれの事務について、横断的に検証し個別的かつ総合的な評価を行う。

### イ 特定施策によるもの

都の施策の中から重要かつ必要性の高い施策を選定し、その構成する各事業について体系的に検証し、個別的かつ総合的な評価を行う。

## (3) 工事監査

都が行う工事について、計画、設計、積算、施工等の各段階において、不経済な支出や施工不良がないかなど、技術面から当該工事が適正に行われているかを主眼に監査を行う。併せて、経済性・効率性、有効性の観点にも留意して監査を実施する。

## (4) 財政援助団体等監査

### ア 補助金等交付団体

都が補助金等交付している事業が、補助等の目的に沿って適正で、有効かつ効率的に執行されているか、団体に対する所管局の指導監督は適切に行われているかを主眼として監査を実施する。

### イ 出資団体等

都が出資等を行っている団体について、事業が出資等の目的に沿って適切に運営されているか、会計経理、工事、財産管理等が適正に行われているかを主眼とするとともに、費用対効果をはじめとする経営的な観点にも留意して監査を実施する。

## (5) 決算審査

### ア 出納長所属各会計

決算計数の確認及び分析を行い、予算の執行、資金運用及び財産管理の状況について審査し、意見を付する。

### イ 公営企業各会計

決算計数の確認及び分析を行い、経営成績、財政状態及び建設改良事業について審査し、意見を付する。

( 6 ) 基金運用状況審査

東京都区市町村振興基金及び東京都用品調達基金について、計数の確認を行うとともに、基金が目的に沿って適正かつ効率的に運用されているかを審査する。

( 7 ) 例月出納検査

各会計の現金の出納について、毎月の計数を関係諸帳簿と照合確認するとともに、検査当日の現金保管状況を検査する。

都の財政収支の動態を主として計数面より把握し、各種監査の効率的な執行に活用する。

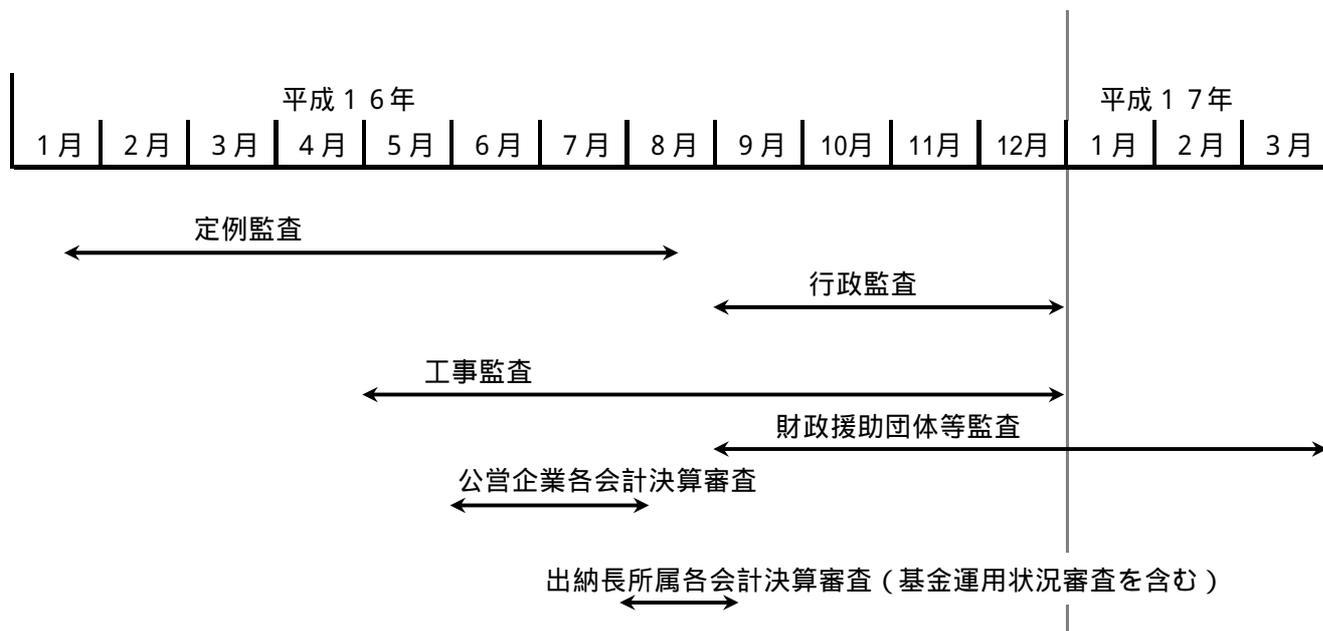
### 3 各種監査実施時期

監査種別ごとの開始時期は、次の表のとおりである。

(表) 監査・審査等実施時期

監 査 種 別		開 始 時 期 等
定例 監査	平成16年各会計定例監査 (平成15年度執行分)	平成16年 1月中旬
行政 監査	平成16年行政監査	平成16年 9月上旬
工事 監査	平成16年工事監査	平成16年 4月下旬
財援 監査	平成16年財政援助団体等監査	平成16年 9月上旬
決算 審査	平成16年公営企業各会計決算審査 (平成15年度)	平成16年 6月上旬
	平成16年出納長所属各会計決算審査 (基金運用状況審査を含む。平成15年度)	平成16年 7月下旬
平成16年 例月出納検査		毎月26日から月末の間に実施

【 参考図： 監査期間 】



(注) 平成16年から暦年計画に変更するが、経過措置として、計画期間を平成17年3月までの15ヶ月間とする。

なお、平成17年からは通常の暦年計画として策定する。